

江戸川区立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準

令和6年7月6日作成

(趣旨)

第一条 この基準は、江戸川区立学校運営協議会規則第十四条第三項の規定に基づき、江戸川区立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催される十五分前までに傍聴申込書により学校に申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、入場の際係員に提示し、指定の席に着かなければならない。

3 傍聴券は常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第三条 傍聴人は、学校運営協議会の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 傍聴の申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決する。

(傍聴ができない者)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- 四 前三号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(議場への入場禁止)

第五条 傍聴人は、いかなる理由があっても協議会の席内に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第六条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 三 鉢巻き、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をしないこと。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 みだりに席を離れ、又は談話をしないこと。
- 六 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第七条 傍聴人は、会議室において、写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

- 2 会長は、会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、当該傍聴人に退場を命ずることができる。
- 4 前項の規定により会長から退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第九条 傍聴人は、会議の傍聴について、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第十条 この規則の施行について必要な様式は、会長が別に定める。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この基準は、令和6年7月6日から施行する。